各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (台湾産養殖鰻及びその加工品)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年6月10日付け食安輸発0610第1号)にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、台湾産養殖活鰻から基準値を超えるフェニトロチオンを検出したことから、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1の台湾の養殖鰻及びその加工品の項に下記を加えるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。

また、基準値を超えた場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。

記

製品検査の	条件	検査の	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
対象食品等		項目	取の方法		命ずる具体的理由
養殖鰻及び		フェニ	別表2の	平成17年1月24日付	基準値(0.002ppm)
その加工品		トロチ	4による	け食安発第0124001	を超えるフェニトロ
		オン	こと。	号「食品に残留する	チオンが検出される
				農薬、飼料添加物	おそれがあるため。
				又は動物用医薬品	
				の成分である物質	
				の試験法について」	
				によること。	